



### 飯舘村商工会第50回通常総会のご案内

日時：平成29年5月22日（月）午後3時より

場所：飯舘村交流センター ふれ愛館

詳細は後日送付させていただきます。

事務局より、

避難解除により、避難先より住所等変更になられたら、商工会までご連絡下さい!!!

### 事業承継パンフレットのご案内

中小企業の皆様に10年先の会社のあり方を考えて頂き、その間に事業承継のタイミングを迎える経営者に対し、早期の準備着手を促す者です。また、事業承継に向けてまずは経営の見える化・磨き上げが重要であることやその具体的なアクションを紹介しております。

右記パンフレットにつきましては、中小企業庁のホームページやミラサポにおいても掲載しております。



### 年金の予約相談のご案内

全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しております。

ご予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！



予約相談の実施時間は、8:30~16:00（月～金曜日）です。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

**0570-05-1165**

### 建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内

昨年同様建設機械等技能講習会補助事業を実施することとなりました。対象講習が昨年度と変更がございますので、**同封している資料**をご確認下さい。

お問い合わせ：飯舘村商工会 ☎0244-26-7957

※ 平成29年4月1日以降に建設機械等運転技能講習を修了した方が対象となります。

※ 受講料の2分の1（テキスト代含む）が対象経費となります。

# 経営相談会開催のご案内

福島県信用保証協会 経営・創業相談会

中小企業・小規模企業者のみなさまへ

経営・創業相談会

福島県信用保証協会 平成29年度

# 経営相談会開催のご案内

**相談例**

- 創業したい、または創業したが計画通りの経営ができない。
- 事業承継について
- 経営計画を作りたい
- 事業改善について相談したい
- ...etc

中小企業の皆様を全力でサポート致します。  
お気軽にご相談ください。

福島県信用保証協会では、中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイス等を通じ、皆様の成長を応援するため、経営相談会(各地区年1回)、夜間相談会(毎月第2木曜日)を開催します。また、必要・要望に応じて、無料で中小企業診断士等の専門家派遣もいたします。



日 程	経営相談会	夜間相談会
	(10:00~16:00)	(17:15~19:45) <small>最終受付時間 19:00</small>
平成 29 年 4 月 13 日 (木)	相 双 支 店 い わ き 支 店 会 津 支 店 白 河 支 店 郡 山 支 店 福 島 営 業 店	全ての営業店・支店にて開催
平成 29 年 5 月 11 日 (木)		
平成 29 年 6 月 8 日 (木)		
平成 29 年 7 月 13 日 (木)		
平成 29 年 8 月 10 日 (木)		
平成 29 年 9 月 14 日 (木)		
平成 29 年 10 月 12 日 (木)		
平成 29 年 11 月 9 日 (木)		
平成 29 年 12 月 14 日 (木)		
平成 30 年 1 月 11 日 (木)		
平成 30 年 2 月 8 日 (木)		
平成 30 年 3 月 8 日 (木)		

※相談時間は1企業1時間程度を目安としております。

相談会場	担当地区	電話番号	FAX番号
福島営業店 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10 階	福島市、伊達市、二本松市、 本宮市、伊達郡、安達郡	024(526)1530	024(533)8721
郡山支店 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館3階	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、田村郡、 石川郡(浅川町を除く)	024(932)2769	024(925)2637
白河支店 白河市道場小路96-5 白河商工会議所会館2階	白河市、西白河郡、東白川郡、 石川郡浅川町	0248(24)0156	0248(24)1419
会津支店 会津若松市南千石町2-19	会津若松市、喜多方市、大沼郡、 河沼郡、耶麻郡、南会津郡	0242(23)9171	0242(23)9173
いわき支店 いわき市平字材木町3-1	いわき市	0246(23)3570	0246(25)5729
相双支店 南相馬市原町区本町1-3	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡	0244(23)5105	0244(24)5905

**福島県信用保証協会 経営支援室**

お問合せ先 住所：福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10 階  
TEL：024-526-1520 FAX：024-573-8489

担 当 岩淵、佐藤(俊)、長尾、佐藤(尚)

**ご注意事項** ・ご相談の際に知り得た個人情報及び、相談会における情報は、本業務の為に使用し、それ以外には使用しません。  
・相談内容によっては応じられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## エコキャップ活動のお知らせ

本年度もエコキャップ活動を女性部で実施しておりますので、是非ご協力ください。尚、エコキャップの回収は商工会事務局が開館（8：30～17：15）の間、受け付けております。本年度は5月末まで受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。



女性部では随時部員を  
募集しております！

女性部では、毎月第3火曜日に  
ピラティス教室を開催しております。  
興味のある方は事務局までご連絡ください。



## 労働保険の年度更新等のお知らせ ～事業主の皆様へ

平成29年度の労働保険の年度更新の申告期限は7月10日です。

期限までに、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きをされますようお願いいたします。

- 労働保険の年度更新は電子申請を、労働保険料等の納付は口座振替をご利用ください。

福島労働局 総務部 労働保険徴収室

☎ 024-536-4607

## 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金実績報告について

2次で交付決定されている方で、実績報告される方が出てきておりますので、該当されるかたは、県から送られてきている実績報告の手引きを確認していただき対応できるようお願いいたします。

添付資料：①施設・設備等の仕様（位置図、配置図、平面図、事業実績等）、写真等

②事業に要した費用が確認できる書類（売買契約書、委託契約書、金融機関振込み領収書等の写し）

選定業者への支払いは銀行振り込みとなっております。

また、金融機関より選定業者へ振込みする際に、振込手数料は補助対象外となっておりますので、留意してください。

## 小規模事業者持続化補助金 〈追加公募分〉

この補助金は、小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿った地道な販路開拓に取り組む費用の2/3を補助する制度です。平成28年度補正小規模事業者持続化補助金の追加公募を下記の通り開始しております。

**【募集期間】** 平成29年度4月14日（金）～平成29年5月31日（締切日当日消印有効）

### 【補助対象者】

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業・その他	常時使用する従業員の数 20人以下

**【補助対象経費】** 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たす者となります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

経費内容：機械装置、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費

対象となる取組例：

### (1) 販路開拓等の取組みについて

- ・新商品を陳列するための棚の購入・・・【機械装置等費】・新たな販促用チラシの作成、送付・・・【広報費】
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）・・・【広報費】
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加・・・【展示会出展費】
- ・新商品の開発・・・【開発費】
- ・新商品の開発にあたって必要な図書を購入・・・【資料購入費】
- ・国内外での商品PRイベント会場借上・・・【借料】
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言・・・【専門家謝金】
- ・（買物弱者対策事業において）移動販売、出張販売に必要な車両の購入・・・【車両購入費】
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼・・・【委託費】
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）・・・【外注費】

※不動産の購入に該当するものは不可。

### (2) 業務効率化（生産性向上）の取組みについて

#### 【「サービス提供等プロセスの改善」の取組み事例】

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減・・・【専門家謝金】
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装・・・【外注費】

#### 【「IT利活用」の取組み事例】

- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する・・・【機械装置等費】
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する・・・【機械装置等費】
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する・・・【機械装置等費】

**【補助率】** 補助対象経費の2/3

**【補助上限額】** 50万円

**お問い合わせ：飯館村商工会 ☎0244-26-7957**